

坂戸市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年8月27日

坂戸市監査委員 野村 康

同 小澤 弘

1 監査の実施期日及び対象団体

実施期日	対象機関
令和元年 8月8日	坂戸市が平成30年度に財政援助をした補助団体
〃 8月9日	39団体

2 監査事項

平成30年度に財政援助をした補助団体の出納、その他事務事業の執行状況

3 監査の結果

平成30年度補助団体に対する補助金の交付及びその他の手続きについては、関係法令並びに坂戸市補助金等の交付に関する規則に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

また、補助団体に係る諸事業並びに経理内容については、補助目的に沿って、概ね妥当であると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査の際口頭で述べたが、要望事項については以下のとおりであり、検討及び是正されることを要望するものである。

- (1) 補助金所管の担当においては、坂戸市補助金等の交付に関する規則、各補助金交付要綱等に基づき、補助金の趣旨・目的や補助制度を理解するとともに、補助金の交付を受ける者とも共通理解となるよう、補助交付申請、実績報告等の機会を捉えて団体等を良く指導されたい。
- (2) 交付された補助金については、公益上の必要性を満たしており、社会情勢に適合し効果的に事業推進に活用等されているか、検証・改善を図られたい。

特に、事業実施日数や事業内容等に関しては実績報告を慎重に審査し、効率性や効果などを含め、事業が補助目的に沿っているかを常に検討し、廃止も含め、実態に即した見直しをされたい。
- (3) 補助金の算出基礎については、団体・法人等の事業内容等を把握・確認し、実態と合っているか、厳密な審査に努められたい。